

「詔」の文體について

——漢魏を中心にして——

前 言

「皇王令を施せば、(民は)寅殿みて誥を宗ぶ。我(が王)に絲言有れば、兆民伊れ好む。輝音峻く擧り、鴻風遠く蹈む。義を騰げ辭を飛べし、其の大號を渙す」と、劉勰が『文心雕龍』詔策篇の贊で格調高く宣べるように、詔敕の文章は古來から天子の言葉として尊重されてきた。量的にも書簡や上奏文と並んで、古代から中世にかけて最も多く量に作られた文章のひとつと言える。この期の代表的な文學作品を選んだ詩文集『文選』にも、この詔敕の文體が幾つか收められている⁽¹⁾。古い中國の文學を考える上では、こうした實用的文體も決して無視されるべきではない。しかしそれにもかかわらず、詔敕は從來、詩や賦の影に隠れていて、歴史的觀點から政治史や制度史の資料として取り擧げられることはあつても、文學作品として注目されることは少なかった。そうした實用的文章と見なされてきた詔敕文を、もし從來の史學的評價から切り離して、純粹に文學の見地から見直してみたい時、これらの文章は文學史の上でいかに位置づけられるであろうか。小論はそうした考えの上にたち、各種の詔敕文のうち、最も量が多く普遍的な「詔」の文體を取り擧げ、まず時代を漢魏にしぼって考察を

「詔」の文體について

加えることにする。

福 井 佳 夫

詔、和訓では「みことのり」と訓じられるが、これは一般に天子の名によつて布告された文章のことを指す。歴史的に見た場合、「みことのり」と訓すべき文章、つまり詔敕文はこの詔だけに限らず、時代ごとにいろいろの文章が存在した。例えば先秦においても、天子の命令として「命」とか、あるいは『書經』に含まれる「誥」とか「誓」とかの文體があつた。しかしこれらは文章がかなり特殊で、量も少なく、小論で取り擧げようとする漢魏の詔とは直接に接續しない。漢の詔は直接には、秦の始皇帝が紀元前二二一年に、從來は戰國諸侯の命令であつた「令」を、「詔」と改定したものを受け繼いだと考えられる。漢に入ると詔敕の文章は、詔の他に「策」・「制」・「戒」があり、合計四種類があつた。これらの文體はそれぞれ簡略ながらも定まった書式があり、その用途に應じて使い分けられていた。そのなかでは、詔は朝廷の百官に命令を下す場合に用いられていたようである⁽²⁾。

これら四種類の詔敕文は、主に『史記』・『漢書』及び『後漢書』などに採録されている。しかしその多くは節略された形での引用であつて、現在においては最早それら全てを四種類に截然と分類することは不可能である⁽³⁾。それは魏の詔敕文においても同様である。それゆえ小

論では便宜的に、史書や類書に「詔曰」として引かれたり集められたりしたものなど、漢魏合わせて約八五〇首を資料とする。⁽⁴⁾ これらのなかには、天子の名で發せられたもの、皇后の名で代わって發せられたもの、わずか一句の斷片のもの、百句以上の長大なもの、天下の一大事に際して發せられた重大なもの、特定の個人に發せられた軽いものなど、多種多様な作品一切が含まれる。これらの詔の内容や歴史の意義については、既に各方面の研究者たちによって説かれていて、小論では専ら文學的側面、つまり表現上の技巧について注目しながら、詔の文章の變遷とその文學的價值について論じていくことにする。

一

私見によれば、兩漢の詔は文章の特徴から見て、大きく三つの段階に分けられるように思う。それは、(1)漢の高祖から景帝まで、(2)漢の武帝から王莽まで、(3)後漢の光武帝から獻帝までの三段階である。

それゆえまず初めに、漢の高祖から景帝までの詔を見ていこう。漢の高祖が即位して二年目(前二〇五)に初めて發した「重祠詔」⁽⁵⁾は、次のようなものである。

吾甚重祠而敬祭。今上帝之祭及山川諸神當祠者、各以其時禮祠之如故。(『漢書』卷二五上)

何の飾りもない素樸な文章で、取りたてて言うこともないが、ただこの三句から成る詔が、第一句で命令の根據を示し、第二・三句で命令を下す構造であることは注意したい。詔は現存の限りでは、漢魏を通してかなり自由に書かれており、詔の文章全體の結構を見つけ出すことは難しいが、大きくこの二つの部分に分けられる。詔が單なる歴史

學の文獻に止まらず、文學作品としての價值を持つ所は、その前半の根據を示す部分に文飾が施されるからであり、小論の注目も當然そこに集まることになる。

さて、次に即位六年目(前二〇一)に發した「上太公尊號詔」を見てみよう。この頃にはもう垓下で項羽を破っているせい、詔の口調も落ち着いて餘裕のあるものとなっている。

人之至親、莫親於父子、故父有天下傳歸於子、子有天下尊歸於父、此人道之極也。前日天下大亂、兵革竝起、萬民苦殃、朕親被堅執銳、自帥士卒、犯危難、平暴亂、立諸侯、偃兵息民、天下大安、此皆太公之教訓也。諸王、通侯、將軍、羣卿、大夫已尊朕爲皇帝、而太公未有號。今上尊太公曰太上皇。(『漢書』卷二下。傍線筆者、以下同じ)

既に天下を平定した高祖が、私の成功は太公の教訓によるとして、自分の父親に尊號を贈らせる詔であるが、この詔で氣がつくことは、その語彙が『呂氏春秋』など、主として雜家系統の書物から多く取られていることである。しかもこの詔の場合は、四字句全體をそのまま取ってくるなど、典故というよりもむしろ幼稚な語彙の借用といった感が強い。例えば「天下大亂」は『呂氏春秋』論大より、「兵革竝起」は同じく『呂氏春秋』季春より、また「被堅執銳」は『戰國策』楚策と『墨子』魯問より取られている。その他、この期の詔は『管子』・『淮南子』など、要するに非儒家的書物から取られることが多い。これは儒家が思想的にまだ高い地位に居らず、儒家の經典全體も秦の焚書のために多く失われていたことの反映であらう。

漢初の詔に他からの語彙の借用が多い例として、やや時代がとぶが第四代の天子、景帝が發した「令二千石修職詔」(前一二二)を見てみよう。

雕文刻鏤、傷農事者也。錦繡纂組、害女紅者也。農事傷、則飢之本也、女紅害、則寒之原也。夫飢寒並至、而能亡爲非者寡矣。朕親耕、后親桑、以奉宗廟粢盛祭服、爲天下先。不受獻、減太官、省絲賦、欲天下務農蠶、素有畜積、以備災害……〔漢書〕卷五

また漢末に劉向（前七七―前六）が秦漢の古書中から、逸話を採録してできた説話集『說苑』の反質には、次のような記事が見える。

魏文侯問李克曰、「刑罰之源安生」。李克曰、「生於姦邪淫泆之行。凡姦邪之心、飢寒而起、淫泆者、久飢之詭也。彫文刻鏤、害農事者也。錦繡纂組、傷女工者也。農事害、則飢之本也。女工傷、則寒之源也。飢寒並至、而能不爲姦邪者、未之有也。男女飾美以相矜、而能無淫泆者、未嘗有也……」

景帝の詔は全四一句より成るが、その初めの一〇句（傍線）が『說苑』の内容と一致する。景帝の詔と『說苑』の時代とが逆轉するので、この場合は恐らく、詔の作者は後に劉向が『說苑』に採録したのと同じ材料から採ってきたのであろうが、それにしても引用文と明示せず、そのまま一〇句も詔に取り込んでしまうのは些か粗略で、漢初の宮廷にはまだ文章能力のある臣下があまりいなかったことを示すものであろう。

また對句技巧も、例えば文帝の「置三老孝悌力田常員詔」〔前一六八〕などは、

「孝悌、天下之大順也。」
「三老、衆民之師也。」
「力田、爲生之本也。」
「廉吏、民之表也。」

朕甚嘉此二三大夫之行。今萬家之縣、云無應令、豈實人情。是吏舉賢之道未備也……〔漢書〕卷四

冒頭の八句は、對句にしようと思えば簡単にできるのであろうに、對句

「詔」の文體について

に整えていない。こうした所なども、意識的に對句を避けたというよりも、文章技術の未熟さを示すものだと考えてよからう。

以上、漢初、つまり高祖から景帝までの詔を見てきたが、まとめるに次の五點にならう。(1)漢初の詔は、しばしば雜家系統の書に語彙を借りており、(2)對句も意識して整えようとする意圖がなく、(3)字數も安定感のある四字句がやや多いものの、總體的には不定であり、(4)また内容的にも、率直な發言が多くて飾りが少なく、(5)そのため文章全體が簡潔となり、質樸な印象を與えている。

こうした特徴を持つ漢初の詔は、後世の古文派の文人たちから好感を持たれた。例えば清の桐城派の巨魁であった姚鼐は、彼の『古文辭類纂』の詔令の類にこの頃の作品を多く採り（三六首中の一八首）、その序で「秦は最も道無きも、辭は則ち偉なり、漢は文（帝）・景（帝）に至りて、意と辭と俱に美し。後世以て之に逮ぶもの無し」と高く評價している。蓋し、簡潔で飾りの少ないこの期の詔が、駢文に反對する古文家たちの間で理想化されて、こうした評價が生まれたのであろうが、修辭技巧の點から見れば、むしろかなり素樸で未熟な文章だと言える。

二

しかし漢初のこうした詔も、漢の武帝が建元五年（前一三六）に董仲舒の獻策によって儒教を國教化したことにより、その様相を大きく變化させる。漢の詔の第二段階における大きな特徴は、従来の雜家系統の語彙に代わって、儒家の經書からの言葉をつんだんに詔のなかに取り込み始めたことである。

その最も早い例としては、元朔元年（前一二八年）に發せられた「赦

詔」が擧げられる。

朕聞「天地不變、不成施化。陰陽不變、物不暢茂。』易』曰、「通其變、使民不倦。』詩』云、「九變復貫、知言之選。朕嘉唐虞而樂殷周、據舊以鑑新。其赦天下、與民更始。諸通貨及辭訟在孝景後三年以前、皆勿聽治。』漢書』卷六)

『易』曰・『詩』云」とあつて、『易經』と『詩經』を引用している。これより以前に詔でこうして明示して經書を引用することは、文帝の「除肉刑詔」で一度だけあつたが(『詩經』)、これ以後はこうした引用がしばしば現れるようになる。この詔の場合、なお冒頭に「朕聞」とあつて、これは恐らく『易經』坤の「天地變化、草木蕃」や、繫辭下傳の「天地絪縕、萬物化醇」などに基く言葉だと思われ、そうすると合計三條の引用がされていることになる。こうした引用は、もちろんこれによって命令の根據を示し、その正當性を強化するのに役立つわけである。この詔を例にとつて説明すると、「朕聞」の引用は天地陰陽の變化の必要性を述べ、『易』曰「は繫辭下傳の言葉で、事物に變化を與えて民草に倦怠を感じさせないという意味であり、また『詩』云」というのは逸詩であるが、顏師古の注によれば、「循環して舊に復り、善を擇びて之に従ふ」ことだと言ふ。この三條の引用は、天下に變化を與える、つまり赦令を施して民草とともに一新することの正當性を強化することに、役立っているわけである。

もちろんこうした儒家の經書を引用することは、先秦の諸子の文章や、更には『春秋左氏傳』の辭命の文章などに多くの先例があり、既によく行われていた修辭法ではあるが、しかしこの詔のように、全體の半分近くが(節録でないとすれば)引用で占められるほど大規模に、そして「經書」としての重みを持つて行われたことは從來なかつた。

これはもちろん、董仲舒の獻策によつて五經博士が置かれ、また公孫弘の建議によつて儒教官僚の出世の途が確立したことによつて、「此より以來、公卿大夫士吏に彬彬として文學の士多し」(『漢書』卷八八)となつた、武帝以後の朝廷の事情を反映したものである。次の昭帝になると、「朕以眇身獲保宗廟、戰戰栗栗、夙興夜寐、修古帝王之事、通『保傳傳』、『孝經』・『論語』・『尚書』、未云有明」(『學賢良文學詔』、『漢書』卷七)と、帝自らが經書を學んでいることを公言し、さらに「博問經學之士、有以應變、輔朕之不逮」(宣帝地震詔、『漢書』卷八)とか、「其各悉心、惟思變意、明以經對、無有所諱」(成帝字星見求直言詔、『漢書』卷一〇)とかの詔が發せられ、儒學はいよいよ政治の指針としての役割を強めていった。また臣下の側から奏される奏議の文章においても、詔と同様に經書が多く引用されるようになって、武帝以後、特に學問好きの元帝や成帝の頃から、朝廷の政治的文章は災異説を中心とした儒家の教義で一色に塗りつぶされるようになる。ともあれ、これによつて詔の文章は從來なかつた威嚴と、そして説得力とが附與されるに至つたのである。

しかし、この期のこうした詔も純粹に文學的の見地から見れば、まだあまり高度なものとは言えない。なぜなら、この期における經書の利用は文飾のためというよりも、むしろ命令の權威づけの方に目的があるように感じられるからである。もとより引用の目的、つまり文飾と權威づけとは明白に區別しうるものではないが、それでも敢えて區別しようとするれば、武帝以後の前漢の詔は、命令の權威づけのための意識がむしろ強いように思われる。その根據は、前漢の詔における經書の利用は、やや決まり文句的に慣用される部分を除いて、總體的に見て引用に止まる場合が多く、地の文章に融合しきつてはいないからで

ある。先に挙げた例もそうであったが、その他、「書」不云乎……。「傳不云乎……。「春秋」之義……。「蓋聞……。「夫……古今通誼也」……帝典所美」・「非……之意」など、何らかの引用を示す言葉がその前後にあつて、引用文と地の文とが容易に區別できる場合が多い。文飾のためだけであれば、こうした經書の名を示したりして、引用を明示することは不要であろう。こうした手法は、それによって命令を權威づける場合にこそ最も有効であると言える。つまりこの期の經書引用は、文學的效果よりもむしろ政治的效果をより多く期待した修辭法なのである。

こうした傾向がビークに達したのが、王莽の詔敕文であろう。王莽は漢王朝篡奪の正當性を強調するために、經書やさらに當時流行してきた神秘的な符命の言葉をも引用して、種種の詔敕文を作つた。なかでも、王莽の野心を見破つた翟義が王莽討伐の兵を起こした時(後七)、王莽が自らを周の周公に、幼い漢帝孺子嬰を成王に、それぞれ擬えて作つた「大誥」の文章などは、正しく『書經』大誥の内容をそっくり真似た文章で、いわば全篇が『書經』の引用だと考えて差支えない。詔ではないが参考までに、兩篇の最後の部分を挙げてみよう。

〔書經大誥〕 予永念曰、天惟喪殷、若稽夫、予曷敢不終朕畝。天亦惟休于前寧人、予曷其極卜、敢弗于從。率寧人有指疆土、矧今卜并吉。肆朕誕以爾東征、天命不僭、卜陳惟若茲。

〔王莽大誥〕 予永念曰、天惟喪翟義・劉信、若稽夫、予害敢不終予晦。天亦惟休於祖宗、予害其極卜、害敢不卜從。率寧人有旨疆土、況今卜并吉。故予大以爾東征、命不僭差、卜陳惟若此。〔漢書』卷八四)

固有名詞を除くと、ほとんど同じ文章であることは一目瞭然である。

「詔」の文體について

この頃ではかなり整頓された四字句が普通なのに、故意に古怪な語法を用いて、『書經』の古めかしいスタイルを真似ている。「昔、秦は『詩』・『書』を燔きて、以て私議を立て、莽は『六藝』を誦して、以て姦言を文る」(『漢書』卷九下贊)と評されたのは、こうした文章を作つた故であつたらう。

かく専ら惡評を蒙つてきたこの「大誥」などの王莽の詔敕文は、政治的議論を抜きにして考えれば、經書への依據の極點を示しており、文章史の上でひとつのエポックを成すように思う。というのは、武帝以後の詔や奏議の文が經書の文句で粉飾しはじめ、王莽に至つて極端化するこの一連の變化は、不十分なながらも典故という文章技巧を、中國の文人に初めて自覺せしめたのではないかと考えるからである。

典故については、劉勰は「夫の屈(原)・宋(玉)の屬篇を觀るに、『詩』人に依ると號す。古事を引くと雖も、舊辭を取る莫し。唯だ賈誼の『鵬賦』は、始めて『鵬冠』の説を用ひ、(司馬)相如の『上林』は、李斯の書を撮引す。此れ萬分の一會なり。揚雄の『百官箴』に及びては、頗る『詩』・『書』に酌み、劉歆の『遂初賦』は、紀傳を歴敘し、漸漸として綜採せり」(『文心雕龍』事類篇)と言つており、故事ではなく、古籍の文句を本格的に取り込み始めたのは揚雄と劉歆だとしている。そもそも典故を驅使するには、本來豊かな學殖を必要とする。この二人はその點でも學問好きな天子のもとで、劉歆の父、向を中心に宮中藏書の校定作業が進み、また學問的により精確な古文學が起こるといふ、時代的に最も有利な状況に際會して、豊富な學殖を持ち得た大知識人であつた。劉勰もこうした學殖の點から見ても、この二人を本格的に典故を用いた文人だと考えたのだから。しかしこの二人はまた、ともに王莽の近邊に侍していた人物でもあつたことに注

目したい。特に劉歆は王莽政權のブレインの一人として、その政治的文章を掌った人物であり、或いはこの「大誥」も彼の手に成るものかもしれない。

そうした典故の本格的な利用が、學殖豊かな揚雄・劉歆から始まることと、その二人がともに「興造する所有る毎に、必ず古に依りて經文を得んと欲」(『漢書』卷二四下)した王莽の側近に居たという事實とは、果たして單なる偶然であろうか。揚雄や、王莽の詔敕文を代作した劉歆は、こうした王莽の近くに居たがために、こうした經書に依據した政治的文章に、恐らくよく馴染んでいた筈である。彼らのそうした見聞や體驗は、從來の文人が多く政治的效果を期待していた典故技法を、文學的修辭法として二人に改めて再認識させたようなことはなかつたであろうか。彼らが劉勰の指摘する「百官箴」や「遂初賦」などを書いた時、そうした政治的文章を念頭におき、それに啓示を受けながら、典故技法をこれらの文章に應用したことは充分に考えられる。本來は政治的意圖から出發した詔敕文などの經書利用が、箴や賦などの文體にも影響を與え易いことは、宮廷中心の文學が主流であつた兩漢にあつてはむしろ當然のことと言える。さればこそ、揚雄と劉歆の二人がともに王莽の宮中に居た事實もうまく説明できるように思う。そうだとすれば、詔敕文という政治的文章が、典故技法という文學の最も基本的な創作原理の確立に重要な働きをしたことになり、詔敕文などの政治的文章の重要性は、文學史において改めて再検討される必要がありそうである。^(續七)

以上、武帝以後の前漢の詔を見てきた。この期の詔は經書の利用がまだ多くは引用に止まり、未熟ではあるが、しかし詔の歴史のなかでは、漢初の詔よりも遙かに豊かで典雅な語彙を含むことになり、かな

り修飾された文章となつてきたと言える。こうした變化を、儒學を尊崇する劉勰は「文(帝)・景(帝)以前を觀るに、詔の體は浮雜なり。武帝儒を崇びしより、言を選ぶこと弘奥たり」(詔策篇)と高く評價しており、先に擧げた姚鼐の意見と對立しているのは、各自の文學志向を示して興味深い。しかしながら、この期の詔はより大きな視野から見た時、まだ素樸で古文風な文章だと言え、姚鼐も三六首中一四首も採っている。その點、駢文派の文人に高く評價される次の後漢の詔とは大きな對照を示している。^(四)

三

第三の段階である後漢の詔は、第二期の詔の特徴の發展と、そしてそれからの脱皮とを示し始める時期である。

まず第二期の特徴の發展とは、引き續き經書からの語彙を多用するが、その利用の仕方が巧妙化することである。その一例として、斷語と呼ばれたりする新奇な典故利用法が擧げられる。例えば安帝の「詔貶樂成王莢」(『後漢書』列傳第四〇)に、「朕無則。哲之明、致簡統失序」という一節がある。この「則哲」の語は、『書經』皋陶謨の「禹曰：：知人則哲(人を知るは則ち哲なり)、能官人」を典據とするが、語法的連關を無視して「則哲」を「知人」の意味に用いている。この獨特な典故利用法は、後に六朝で流行する非常に凝った修辭法である。この斷語と思われるものに、他に二例、「飛蓬隨風、微子所歎」(明帝班示封事詔、『後漢書』卷二)と、「而面牆術學、不識臧否」(和熹鄧后詔河南尹鄧約等、『後漢書』卷一〇上)とがある。^(四)

こうした例に見られる如く、後漢の詔においては、前漢の詔のように經書の語彙が單に引用に止まるだけでなく、地の文に組み込まれる

ことが多く、全體的に調和のとれた文章となっている。建和三年（一四九）に博學の儒者であつた周舉が死んだ時、その死を悼んで順烈梁后が發した「詔告光祿勳汝南大守」は、そうした詔の典型であらう。昔在前世、求賢如渴、封墓賦閭、以光賢哲。故公叔見誅、翁歸蒙述、所以昭忠厲俗、作範後昆。故光祿大夫周舉、性倭夷・魚、忠隄隨・管、前授牧守、及還納言、出入京輦、有欽哉之績、在禁闈、有密靜之風。予錄乃勳、用登九列。方欲式序百官、亮協三事、不永夙終、用乖遠圖。朝廷感悼、良爲愴然。『詩』不云乎、「肇敏戎功、用錫爾祉」。其令將大夫以下到喪發日後會弔。加賜錢十萬、以旌委蛇素絲之節焉。〔後漢書〕列傳第五一）

この詔に用いられている典據を示せば次の通りである。(1)求賢『詩經』周南卷耳序「求賢審官」、(2)封墓賦閭『書經』武成「封比干墓、式商容閭」（僞古文）、(3)公叔見誅『禮記』檀弓下、(4)翁歸蒙述『漢書』尹翁歸傳卷七六、(5)後昆『書經』仲虺之誥「垂裕後昆」（僞古文）、(6)夷魚『伯夷・史魚』(7)隨管『隨會・管仲』(8)納言『書經』舜典「命汝作納言、夙夜出納朕命。惟允」、(9)出入『書經』罔命「出入起居、罔有不欽」（僞古文）、(10)欽哉之績『書經』堯典「釐降二女于媯汭、嬪于虞、帝曰、欽哉」、(11)密靜之風『惠棟曰、「今文尙書曰、密靜股邦」、(12)式序『詩經』周頌時邁「明昭有周、式序在位」、(13)百官『易經』繫辭下「百官以治、萬民以察」、(14)三事『書經』立政「立政、任人・準夫・牧、作三事」、(15)遠圖『春秋左氏傳』襄公二八年「榮成伯曰、遠圖者忠也」、(16)詩不云乎『詩經』大雅江漢、(17)委蛇素絲之節『詩經』召南羔羊「羔羊之皮、素絲五紵。退食自公、委蛇透蛇」。

豊富に用いられた典故は、(16)が引用であるのを除いて、その他は全く地の文章に融け込んでいた。また四字を基調としたリズムは、朝廷で宣讀するのに一層相應しいものであつたらう。この詔の實務命令は終わりの僅か三句だけであつて、それ以外の句は全て飾りの部分と言える。こうした文飾を施されたこの典雅な文章は、また駢體にも近づいており、六朝の美文の先驅けを成すものと言えよう。

後漢においてはこうした典雅な詔が多數を占めるが、他方、少數の詔では、これとやや異なつた新しい傾向を見せ始める。そのひとつは、壓倒的に多い經書からの語彙に混じつて、時として道家系統の書からの語彙や、或いはそれに準ずるものとして、俗っぽい諺めいた言葉が見え始めることである。前者の例としては、全四〇句のうち、過半の二四句にもわたつて『黃石公記』曰「として、「柔能制剛、弱能制強」云々と明白な老莊的文章を引用した、光武帝の「報臧宮馬武請滅匈奴詔」〔後漢書〕列傳第八）がその好例であるが、後者の例としては、次のようなものがある。

〔光武帝原丁邯詔〕 漢中太守妻乃繫南鄭獄、誰當攝其背垢者。懸牛頭、賣馬脯、盜跖行、孔子語。以邯服罪、且邯一妻、冠履勿謝。〔後漢書〕志第二六注引)

〔桓帝詔從事中郎應奉〕 蠻夷叛逆作難、積惡放恣、鑊中之魚、火熾湯盡、當悉焦爛。以刷國恥……〔後漢書〕列傳第三八注引)

〔獻帝詔李樂〕 千金之子、坐不垂堂、孔子慎馮河之危。豈所謂安居之道乎。〔袁宏〕後漢紀〕卷二八)

明白な老莊的發言を引用したり、「背中の垢を擦りおとす」とか、「牛の頭を掛けて馬肉を賣る」、つまり看板倒れとか言つた卑俗な言葉を用いたりすることは、儒教的謹嚴さを重んじるこの期の詔としては、

かなり異例なことである。これは従來の經書一邊倒の詔に對して、脱經書化の萌芽を示すものと言える。

また、前漢の詔にはなかつた新しい傾向の第二として、ほとんど手紙に近いような個人的感慨を述べた詔が現れる。明帝の永平十一年(六八)の「手詔東平王國傳」

辭別之後、獨坐不樂、因就車歸、伏軾而吟、瞻望永懷、實勞我心、誦及『采菽』、以增歎息。日者問東平王、處家何等最樂、王言爲善最樂。其言甚大、副是要腹矣……〔後漢書〕列傳第三二

「別れた後、そなたのことが想われてならない」とか言う、ほとんど對等の立場で個人的な感慨を述べること、前漢の詔では見られなかつた。前漢では、こうした場合には「爾書」とか「賜書」とか、或いは單に「書」とかの體裁を取るのが普通である。それを「手づから詔す」として、詔の體裁を取ったところに、謹嚴だった詔の文章の個性化、という新しい傾向が現れている。それは、文章が彫琢さればされるほど畫一的で類型化していた従來の詔の、ひとつの變化の前兆となるものである。

そうした脱經書化と個性化の傾向とを總合したものとして、後漢末(一九三)には新しい傾向の第三として、次のような詔が現れる。

〔獻帝令州郡罷兵詔〕 今海內擾攘、州郡起兵、征夫勞瘁、寇難未弭。或將吏不良、因緣討捕、侵侮黎民、離害者衆……今四民流移、託身他方。攜白首於山野、棄穉子於溝壑。顧故鄉而哀歎、向阡陌而流涕。饑厄困苦、亦已甚矣……〔魏志〕卷八注引〕

「今四民は流れ移り、身を他方に託す。白首を山野に攜へ、穉子を溝壑に棄つ。故郷を顧て哀歎し、阡陌に向ひて流涕す。饑厄困苦は、亦た已に甚し」などという、迫眞力に満ちた描寫は、經書にばかり典據を

求めていた従來の詔では決して見られなかつた。あたかも王粲の「七哀詩」に似た社會的憤激をこの詔は感じさせ、もはやこの部分だけを見れば、詩賦の世界に近づいていると言つてよい。この詔を引用した『吳書』(裴松之所引)は、この詔は曹操が獻帝に上表して發布させたものだとし、裴松之はそうでないとしているが、もしこの詔が曹操の手になったとすれば、脱經書化と個性化を果たし得たこの詔の作者として、彼以上に相應しい人物はおるまい(後述)。

以上、兩漢の詔に用いられた修辭上の技巧を大まかに見てくることによつて、兩漢における詔の文章の變化を三段階に分けて追つてきた。即ち、第一に素樸な古文で書かれた景帝までの詔、第二に經書の文句を大幅に引用し始めた武帝以後の前漢の詔、そして第三に、大筋では經書からの語彙が引用に止まらず、調和のとれた美文となつてきつつも、時として畫一的になる傾向を破つて、俗諺や個人的な感情が混じつたり、或いは詩賦に近づいたような、迫力ある描寫を持つたりする後漢の詔、以上の三段階である。

四

次の魏王朝においては、大きな流れであつた、經義に塗りつぶされ類型的になる傾向は減少し、後漢においてはまだ小さな流れであつた、自由で個人的な傾向が強くなつてくる。例えば典故について見れば、經書からの典故は相變らず多いものの、書名を明示して引用する手法は後漢より更に減少し、その代わり『史記』や『漢書』など、近い過去の史實に材料を取つた故事が取つて代わる。つまり典故を求め対象が擴大してくるわけである。

しかし、魏王朝において發せられた詔のより重要な特徴は、後漢に

引き續いて俗っぽい里諺めいた言葉がよく現れることである。これは、恐らく當時民間で盛んに使われていた俗語を取り入れたものであろう。

〔文帝敕選師詔〕 ……又爲地道攻城、城中外雀鼠不得出入、此几上肉耳……〔魏志〕卷二注引〕

〔文帝詔羣臣〕 三世長者知被服、五世長者知飲食……〔太平御覽〕卷六八九引〕

〔明帝學中書郎詔〕 ……選舉莫取有名、名如畫地作餅、不可噉也。〔魏志〕卷二〕

更には、次のような口語的な語法を持った詔さえも現れる。「此鼠子自知、不能保爾許地也」(文帝詔責孫權、『吳志』卷四七)、「王顔色瘦弱何意耶。腹中調和不。今者食幾許米、又啖肉多少。」(明帝與陳王植手詔、『太平御覽』卷三七八引)、「濟之所言、華則華矣、非助我者也」(明帝拒蔣濟議封禪詔、『晉書』卷二二)、「今冊文中都、不見五精之帝」(明帝告瑤冊文詔、『通典』卷五五)。その他、當時の口語から採取したと思われる語彙は、「愛好」(原和迪等作詩稽留詔、『魏志』卷四)、「著在」(以王群鄭小同爲三老五更詔、『魏志』卷四)、「構造」・「聚集」・「使在」(襄進夏侯和等不附鍾會詔、『魏志』卷四)など、枚舉に暇がない。こうした口語的口調や語彙は、『世說新語』などの六朝小説の文章と共通する語法であり、従來の正統的な文章と相對立するものである。従ってこうした俗語や口語的口調の導入は、魏の詔に、従來の重厚でやや堅苦しかった印象に代わって、輕快で親しみやすい雰圍氣を持たせている。こうしたただけの文章が早くも魏王朝において、しかも詔という本來謹嚴さを重んずべき文體において、既に使用されていたということは、大變興味深い事實である。

「詔」の文體について

詔の文體が、その本來の性格として謹嚴さを尊ぶことは、劉勰が「皇帝の寓を御するや、其の言や神なり。黼辰に淵嘿して、而も響き四表に盈つるは、唯だ詔策のみか」とか、「夫れ王言は祕を崇び、大觀上に在り。百辟其れ刑り、萬邦孚を作す所以なり」(ともに詔策篇)とか述べる通りである。そのため、これまでの天子たちは自らの名で詔を發する時には、非常に慎重な態度をとってきた。今まで見てきたように、經書を盛んに引用して威嚴を添えようとしたのはそのためであったし、後漢の和帝・安帝の時などは、わざわざ能筆の士を内外に求めて詔を書かせた程(陳忠「薦周典疏」、『後漢書』列傳第三五)であった。それならば魏王朝において、どうしてこうした俗語や口語を混じえた詔が多く發せられるようになったのであろうか。

しかし、實は魏の詔における特徴、つまり經書の語彙を従來のように多用せず、輕快で、近い過去のご事や俗語口語を採用した親しみやすい文章が多いことは、魏の初代の天子の文帝の時から始まるのではなく、その父である武帝、つまり曹操の時から始まっている。曹操の場合は死後に武帝と謚されているが、生前には帝位に即かなかつたので詔ではなく、「令」と呼ばれるが、これは實際は詔に等しいものと考えてよい。それゆえ、魏の詔の變化の原因を探るには、まず曹操の令について精しく考察してみる必要があろう。

五

曹操の名で發せられた令七八首において、従來の詔との差異を示す重要な特徴は、まず第一に非儒教的發想ということである。後漢の詔においても、既に見たように老莊的發言や卑俗な言葉の導入という點にその萌芽が見られたが、申不害・商鞅の法術を好んだ曹操の令にお

いては、發想自體が既に非儒教的である。例えば人材登用に當たつては、従来の詔が、「孝廉」や「賢良方正」や「明經」などを選舉科目として人材を求めていたのに對し、曹操は、才能がありさえすればよく、前非は問わないとの旨の令を、再三にわたつて布告している。

「又嫂を盗み金を受くるも、未だ（魏）無知に遇はざる者有ること無きを得んや。二三子は其れ我を佐けて明かに仄陋より揚げよ、唯だ才をのみ是れ舉げよ、吾得て之を用ひん」（求賢令、『魏志』卷一）、「汗辱の名、笑はるる行ひを負ふもの、或ひは不仁不孝にして治國用兵の術有るもの、其れ各おの知る所を舉げよ、遺す所有る勿れ」（舉賢勿拘品行令、『魏志』卷一注引）などである。

また、曹操の傳統的な儒教倫理に束縛されない自由な考え方は、従來行われていた不合理な慣習や禮にも向けられる。太原などの北方の地では、昔、介子推が燒死したことに因んで、冬至の後、一〇五日間も寒食するという慣習があったが、これを不合理とし、「（伍）子胥江に沈むも、吳人未だ水を絶つ事有らず。推に至りて獨り寒食を爲すは、豈に偏らざらんや。且つ北方は五寒の地にして、老少羸弱は、將に堪へざるの患ひ有らんとす。令到らば、人寒食するを得ざれ」（明罰令、『藝文類聚』卷四など）と命令する。また形式的なものに墮落していた宗廟での祭祀の禮を、實際的なものに改めるような「春祠令」（『魏志』卷一注引）や、後に陸機に「弔魏武帝文」（『文選』卷六〇）で批判されるほど、殘された愛妾や着物の處置を細細と講じた「遺令」を發している。これらは儒教的教養に馴染んだ人物から見れば、大いなる叛逆に映るであろう。

さらにより曹操らしい令として、有名なただ二字「鶏肋」というだけの「在陽平將還師令」（『魏志』卷一注引）と、もうひとつは長大な

「讓縣自明本志令」（『魏志』卷一注引）とがある。前者は、曹操は軍を歸還させるつもりでこの謎めいた令を發した。部下たちはその意味を解しかねたが、ただ主簿の楊脩だけはその意を察してさっさと歸り支度を始めたという。この令は、恐らく曹操の宮中で盛んに行われていた機知に富んだ談論を、そのまま持ち込んだものであろう。謹嚴な命令文である筈の令は、ここにおいては知的遊戯の道具でしかなくなっている。また後者の令は長篇なので全部は挙げられないが、そのなかで彼は「設し國家に孤有ること無からしめば、當に幾人か帝と稱し、幾人か王と稱すべきかを知らず」と豪語している。こうした發言は非常に傲慢ではあるが、しかし謙讓で慎み深く、それゆえ却つて平凡で畫一的になりやすかつた兩漢の詔に較べると、痛快で生き生きした個性を感じさせる。魯迅はこうした曹操の文章の特殊性を夙に見抜き、「通脱」、つまり氣兼ねなく言いたいことを自由に言つた文章だと、明快に斷じている。

さて曹操の令の第二の特徴として、魏の詔で既に見たような俗語の多用や、口語的口調の導入が、この曹操の令によつて始まることを舉げねばならない。例えば俗語の例としては、「諺曰、『失晨之鷄、思補更鳴』。昔季闡在白馬、有受金奴婢之罪、棄而弗問、後以爲齊北相、以其能故」（『選舉令』、『御覽』卷四九六引）とか、「里諺曰、『讓禮一寸、得禮一尺』。斯合經之要矣」（『禮讓令』、『御覽』卷四二四引）とかがある。しかも後漢の詔と違つて、引き方も「諺曰」・「里諺曰」のように正面だった引用であつて、その上、それを「經の要に合へり」と斷定しており、曹操の因襲に囚われない自由無礙な精神を明瞭に示している。また口語的口調の例としては、「反覆來説」（加塞貳子處中封爵並祀祇令、『魏志』卷一六注引）、「以草呈示令僕訖」・「事本來臺郎統之」（『選舉令』

『御覽』卷二一五引、「從此卻去二十年」(讓縣自明本志令、『魏志』卷一注引)、「從子建私開司馬門來、吾都不復信諸侯也」(又下諸侯長史令、『魏志』卷一九注引)、「放在民間」(舉賢勿拘品行令、『魏志』卷一注引)、「領長史王必是吾披荆棘時吏也」(敕王必領長史令、『魏志』卷一注引)などが擧げられる。

以上、曹操の令の特殊性を見てきたが、それでは曹操がこうした令を書き得た原因は、一體どこにあったのであろうか。それは彼の天來の性癖もさることながら、既に吉川幸次郎氏が言われるように、宦官の養ひ孫であるという彼の出自が關係していることは言うまでもない。祖父の曹騰(宦官)、父の曹嵩はともに後漢の宮廷では大物であり、決して卑い身分ではなかったが、それにしても生まれながら皇族として成長してゆく後漢の諸帝に較べると、彼の特異な出自は、自由な思考法を育み下情に通じるのに、より有利な環境であつたらう。そのためか、彼はまた當時は卑俗な民間の歌とされていた樂府を、文人として始めて本格的に作りだした詩人であつたと、同じくこれも吉川氏が既に指摘されている。要するに能力重視の人材登用、奇抜な戰術、能率第一の諸政策などとともに、彼の獨自な令の文章も、彼の出自と、それによる儒教觀念に束縛されない自由な精神に起因すると言つてよい。

もつともこうした俗語や口語の利用は、既に俗語は後漢の詔にも見えていたし、また口語的口調も後漢中期の王充(二七—九七?)が提唱し、そしてある程度實行していたし、後漢末には最早相當廣まっていたようである。それは蔡邕が當時の文人について、「諸生は利を競ひ、作者は鼎沸す。其の高き者は頗る經を引き風諭の言を誦き、下は則ち俗語を連偶し、俳優に類する有り」(上封事陳政要七事、『後漢書』列傳第

五〇下)と批判していることから窺える。それゆえ、曹操が彼の令のなかで俗語口語を使ったことは、こうした後漢末の風潮のなかの一つの出來事と考えた方がよいであらう。

それでは、次にこうした後漢末における俗語口語の導入が、いかなる原因に依つたかを考えねばならないが、この設問は語法それ自體の生成發展の問題も絡んで、容易には解答を出し難い。しかしただひとつ言えるのは、この問題はただ語法の面だけでなく、後漢末における激しい社會的變動の一環として捉えるべきだということである。社會の變革と文章の變化とが同時に發生しやすいことは、既に今世紀の民國の事例が證明している。それゆえ儒教體制とそれを支えた經書的言語、つまり文語の動搖と、非儒教的で新しい精神を持った新興勢力と、それを支えた俗語口語の擡頭、ということは圖式的に過ぎる嫌いがあるが、大筋では正しいように思う。既に擧げた蔡邕の批判が、「經を引き風諭の言を誦」く文人と、「俗語を連偶し、俳優に類する」文章を書く文人とを對照させていたように、當時の鑑戒的文學觀の下では、俗語や口語は傳統的な文語と相對立する卑しい言語と考えられていた。すると文語の衰退は、當然それと對立する俗語や口語の採用を引き起こす、と考えて差支えあるまい。王充にしろ曹操にしろ、口語を用いた人物がともに反儒家的氣質の持ち主であつたことは、そういう點で極めて示唆的である。

曹操は非儒教的な發想で、各種の進歩的政策を實行して成功を収めた人であつた。そうした合理精神の持ち主であつた曹操が、自分の幕下に命令を下す時、いつまでも經書のなかの言葉を使うだけで満足できたであらうか。恐らくそれだけでは自分の論理と意志とを、明確に表現し得ぬもどかしさを強く感じたに違いない。そうした時に、彼が

俗語や口語に目をつけたことは容易に想像できる。曹操が俗語口語に親しみを持っていたことは、彼の息子の丕が小説集『列異傳』の編者に擬せられていたり、また植が「俳優の小説數千言を誦」したという事實（『魏志』卷二注引『魏略』）からも推察される。二人の息子のこうした事蹟は、恐らく父の好みとも無縁ではない。だがより確かな證據がある。それは曹操自作の樂府のなかに、既に口語的口調が見解していることである。「思欲一東歸」（苦寒行）、「但爲君故」（饒樹三匝）

（短歌行）、「來到此聞」（貴者獨人不）（秋朔行）など。曹操は民間のなかで歌われていた樂府を取り擧げて自ら替え歌を作った時、こうした口語的口調をも一緒に取り擧げているのである。こうした樂府の制作は、口語の語法に親しむのに役立つに相違ない。そうだとすれば、樂府の制作などで既に口語に親しんでいた曹操が、文語では言い足らぬ氣持を口語や俗語を援用することによって、言い盡くそうとしたことは充分考えられる。人が文章を書くとする時、「羣言の瀝る液を傾け、六藝の芳潤に漱」ぎて自己の書くべき言葉を搜しだす、と言ったのは陸機であるが（文賦）、その時、從來の文人なら「羣言」よりも「六藝」の方に専ら書くべき言葉を求めていたろう。しかし曹操にあつては、己の意志を的確に表現しうるものなら、どちらでもよかつたのである。假に「羣言」の中に、卑しい言葉として蔑まれていた俗語や口語が含まれていたとしても、從來なら「書曰」と書くべき所でも、それがより相應しいと思つたなら、「里諺曰」と平氣で書き改めうるだけの柔軟性を、曹操は持っていたのである。

前述したように、俗語や口語の導入は既に曹操以前にもあつたが、影響力の大きさを考えた時、曹操の場合、それらと比較にならぬほどの大きな意義を持つ。時の事實上の天子であつた彼が、令という公

式的文章でこうした言葉を使った以上、私たちが使つてもおかしくないぞという安心感を、當時の進歩的な文人たちに與えたに相違ない。詔敕文において、文帝以下の天子たちが俗語や口語を使つていたことは既に見たが、少なくともこれは曹操の影響であつたことは言うまでもない。こうした魏における俗語口語の利用は、やがて六朝の貴族社會が成立し、駢文の全盛時代となるに及んで表面上は姿を消す。しかしその裏では、『世說新語』などの小説の文章は言うに及ばず、陸雲・王羲之・任昉などの書簡や彈劾文などにもしばしば現れており、六朝の文人の間でも引き續いて使われていた。曹操の令の文章はこれらの文人たちに對して、引け目なく俗語口語を使えるという心理的な下地を作つたと、恐らくは言つてよい。そうすると曹操の文學史に與えた影響は、ただ樂府の制作という韻文の領域だけに限られず、もっと廣く散文の世界においても、畫期的な變化を齎したのではないかと思われるのである。

結 語

以上、漢魏の詔についてその變遷の迹を辿ってきた。詔という實用的文體が、當時の文學の動向と大きな關わりを持つていたことが明らかになつたように思う。

しかし、詔の文章における時代との關わりは、その政治的文章という性格上、文學方面のみならず、當時の社會や思想狀況とも密接に關わつていたことは言うまでもない。小論はそうした政治や思想の問題と關わるのを極力避けてきて、詔の内容についてはほとんど觸れなかつたが、前漢の詔では災異思想による日食・地震や瑞祥に關わるものが多く、後漢では讖緯思想や隱遁に關わるものが現れたし、引用され

た書籍ともども、それぞれ時勢を忠實に反映している。鈴木虎雄氏は嘗て詔敕文について、「詔敕の文章は亦其の當時に尊重せらるる一般文章の反映に過ぎざるものなり」と言われたが、この言葉は、そのことを文章について言ったものであろう。しかし氏の言葉にも関わらず、少くとも文學方面においては、今まで見てきたように時として詔の文章の方が、却って當時及び後世の文學に影響を與えたと言えないこともない。

かくの如く、詔が當時の文學状況を忠實に反映し、時にはそれに先行するとすれば、その文章が單なる歴史資料ではなく、生きた文學作品となるべきことは言を俟たない。それは當然「策」や「制」の文體についても言えよう。それゆえ詔敕の文章は、從來のように政治史や制度史の資料としてだけでなく、文學、特に散文史を考える上では、從來見過ごされがちである奏議の文章ともども極めて重要な資料となる筈であり、改めて見直す必要があるように思う。文學史において取り残された資料はまだ多いとせねばならない。

注(1) 卷三五「詔」・「册」、卷三六「令」・「教」・「策秀才文」(『文選』集注本に依って「文」を改めた)

(2) 蔡邕『獨斷』及び鈴木虎雄氏「支那の詔敕文と其の起草者」(『東方學報』京都第九册)参照。

(3) 大庭脩氏「漢代詔書の形態について」(『史泉』二六)参照。

(4) 『全漢文』・『全後漢文』・『全三國文』をもとに算出した概數である。内容から判断して、選舉の際の策問(例えば『文選』所收の「賢良詔」など)と明らかに分かるものは除外した。また中國各地より出土しつつある木簡類も、小論では大勢に影響を與えないので考えない。小論で扱

「詔」の文體について

う詔を時代順に概數で示せば次の通りである。前漢(王莽も含む)三四〇首、後漢三二〇首、魏一九〇首。なお、大庭氏の論文(注③)は、詔敕文と交互に出される臣下の側からの「議」などの文體も、詔敕のうちに含まれることを論證されている。しかし歴史學的分類と文學的分類とは、自ら基準も違ってくると思われるので、小論では「議」などの文體は詔に含めて考えない。

(5) 題は『全漢文』による。以下、後漢・魏の詔もそれに準ずる。

(6) 内容は『說苑』の方が詳しく、劉向が景帝の詔から話を採ったとは考えられない。

(7) 例えば後漢章帝の「還北單于南部生口詔」(『後漢書』列傳第七九)も、文中に賈捐之の「乘珠崖議」の語を大幅に引くが、適宜に文字を入れ換え、王先謙に「語氣不了疑奪文」と評されるほど(『集解』)、巧みに文中に融け込んでいる。これに較べると、景帝の詔の引き方は樞拙である。

(8) 但し一八首のうち、詔は一首。その他は「令」や「書」の文體である。

(9) 王力氏『古代漢語』一二九六頁以降参照。

(10) 經書の引用は、奏議の文章の方がむしろ時期も早く、頻度も多い。

(11) もっとも詔書の詔は、どういふわけか經書の引用はない。特に多いのは成帝と王莽の詔である。これは恐らく天子の好みも、少しは關係あることと思われる。なお、趙翼『廿二史劄記』卷二には「漢時以經義斷事」の條がある。

(12) 「傳」の場合は、兩漢を通じて『論語』の場合が多いが、『禮記』や『孝經』の時もある。また「夫……」の時も引用であることが多い。なお、前漢の文章に出所を明記して引用することが多いことは、既に狩野直喜氏『兩漢學術考』(筑摩書房 一九六四年)九五頁に指摘がある。

(13) 趙翼『廿二史劄記』卷三の「王莽引經義以文其奸」の條に詳しい。

(14) 揚雄の學問と典故技法については、岡村繁氏「揚雄の文學・儒教とそ

の立場」(『中國文學論集』四)に詳しい。

(15) 但し詔は九首。その他は「策」や「璽書」など。

(16) 後漢の詔が駢文派の文人に評價が高いことは、『駢體文鈔』詔の部において、二五首中七首が後漢の詔で一番多いことで窺える(巻六。劉宋五首、前漢・梁・陳各三首)。しかし、むしろ普通には、詔は兩漢を合わせて、その文辭の「深厚爾雅」なることが稱賛されることが多い。「古之詔詞、皆用散文、故能深厚爾雅、感動乎人。六朝而下、文尙偶麗、而詔亦用之」(『文體明辨』序説)、「西山先生曰、王言之體、當以『書』之誥・誓・命爲祖、而參以兩漢詔冊」・「兩漢詔令、辭氣藹然、深厚爾雅、可爲代言之法」(『四六叢話』卷八より)など。また詔の評価は天子自身の人氣とも關係が深く、漢の文帝や武帝の詔はその人格の故に高く評價されることが多い。それに關しては狩野直喜氏『支那文學史』(みすず書房 一九七〇年)二二八頁―二三四頁參照。『文選』が武帝の詔二首(一首は實際は策問)を、孫月峯に「漢詔佳者頗多、何乃取此二首。二首未見佳、詔之佳者不在此」(『文選集評』)と酷評されるにも關わらず、採録しているのも、恐らくは武帝の雄才大略な人間性を高く評價したからであろう。

(17) 「微子」は「微管」の誤りだという(王先謙『集解』に引く沈濤の説を參照)。また、「面牆」は普通は「牆面」で用いる。それぞれ『論語』憲問「微管仲、吾其披髮左衽矣」と、同じく『論語』陽貨「人而不爲『周南』・『召南』、其猶正牆面而立也與」に基く。斷語については、鈴木虎雄氏『駢文史序説』(油印本 一九六一年)一七七頁―一八五頁參照。

(18) 王先謙『集解』に引く惠棟の説參照。

(19) 陳琳『檄吳將校部曲文』(『文選』卷四四)に、「鬻鑊之魚、期於消爛」の句あるも、李善注なし(集注本も注なし)。

(20) 司馬相如「上書諫獵」(『文選』卷三九)に、「故鄙諺曰、家累千金、

坐不垂堂」とある。

(21) 「手詔」は親しみを籠めた内容を持つことが多く、或いは別格とすべきかもしれない。

(22) 『文體明辨』序説に、「按劉良云、『令、卽命也。七國之時竝稱曰令。秦法、皇后太子稱令』。至漢王有『赦天下令』、淮南王有『謝羣公令』、則諸侯王皆得稱令矣。意其文與制詔無大異、特避天子而別其名耳」とある。

(23) 『全三國文』による。曹操の令は臣下の代筆の可能性もありうるが、少くとも曹操自身の意志には相違なく、自作と考えてよからう。

(24) 「魏晉風度及文章與樂及酒之關係」(『而已集』)に、「(在曹操之統治之下)此外還有一個特點、就是尙通脫。……通脫卽隨便之意。此種提倡影響到文壇、便產出多量想說甚麼便說甚麼的文章……在曹操本身、也是一個改造文章的祖師、可惜他的文章傳的很少。他膽子很大、文章從通脫得力不少、做文章時又沒有顧忌、想寫的便寫出來」とある。

(25) 『三國志實錄』(全集卷七、四二頁)

(26) 『論衡』自紀篇。郭紹虞氏は『中國文學批評史』七二頁で、王充の意見は近人の文學革命の説と頗る近いと述べられ、また羅根澤氏も同名の『中國文學批評史』一一六頁で、王充は言文一致を主張したと指摘せられている。

(27) 王充『論衡』に口語的口調が見えることは、胡適『白話文學史』五〇頁の指摘などが、最も早いであろう。

(28) 前掲論文一三頁、注(2)參照。

(補注) 典故技法の發達の問題については、また論ずべきことが甚だ多い。揚雄の文章における典故技法の問題については、別に小論を發表する豫定である。